

改訂表

【概要】

令和4年3月に公表した「動物虐待等に関する対応ガイドライン」について、行政の現場において動物虐待等の対応がより円滑かつ効果的に実施されるよう、状況変化等をふまえ、主に下記の改訂を行ったもの。

改訂箇所	改訂前	改訂後
P6本文(4. 動物虐待等事案とは)	① みだりな殺傷(愛護動物殺傷罪): 正当な理由があり、相当な手段をもって行われる殺傷以外の殺傷。	① みだりな殺傷(愛護動物殺傷罪): 正当な目的があり、相当な手段をもって行われる殺傷以外の殺傷。
P7愛護動物虐待等罪の条文構成(第2項)	虐待を行った者	を行った者
P7愛護動物虐待等罪の条文構成(第2項)	その他の	その他 の虐待
P8本文(5. 刑事告発等)	愛護動物虐待等罪、虐待を受けるおそれがある事態に係る措置命令等違反、報告徴収、立入検査の拒否等及び両罰規定に基づく罰則適用を要する場合は、捜査機関に情報提供、告発等を行う	愛護動物虐待等罪、虐待を受けるおそれがある事態に係る措置命令等違反、報告徴収、立入検査の拒否等及び両罰規定に基づく罰則適用を要する場合は、捜査機関に情報提供、告発等を行う 刑事告発等については第2章5. を参照されたい。
P10本文 1段落目	本ガイドラインは、主に地方自治体の動物愛護管理担当職員が、動物虐待に至る可能性のある不適正飼養に適切に対応することにより、動物虐待を防止するため、また、動物虐待の該当性を判断し、円滑に対応するための考え方について解説するものであり「動物虐待等に関する基本事項」、「動物虐待等に関する対応」という2つのパートで構成されている。加えて、動物虐待に対する獣医学的評価についても解説する。なお、本ガイドラインで「都道府県」と記載している場合、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を指す。 なお、本ガイドラインにおける動物愛護管理法の条項は、令和4年6月施行の新条項で記載しているが、「法第47条の3」については、令和4年5月までは「法第47条の2」である点についてご留意いただきたい。	本ガイドラインは、主に地方自治体の動物愛護管理担当職員が、動物虐待に至る可能性のある不適正飼養に適切に対応することにより、動物虐待を防止するため、また、動物虐待の該当性を判断し、円滑に対応するための考え方について解説するものであり「動物虐待等に関する基本事項」、「動物虐待等に関する対応」という2つのパートで構成されている。加えて、動物虐待に対する獣医学的評価についても解説する。なお、本ガイドラインで「都道府県」と記載している場合、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を指す。 なお、本ガイドラインの発行は令和6年度末を予定しているが、令和7年6月1日に懲役刑と禁錮刑が一本化され、拘禁刑となるため、「懲役」を一元的に「拘禁刑」と表記したことにご留意いただきたい。
P11用語解説 愛護動物	動物愛護管理法第44条第4項に規定される愛護動物虐待等罪の客体となる動物。	動物愛護管理法第44条第4項に規定される愛護動物虐待等罪の 行為 客体となる動物。

改訂箇所	改訂前	改訂後
P13本文(1. 法の目的における動物虐待等に関する対応の位置付け)	本ガイドラインでは、虐待を受けるおそれがある事態(法第25条)と動物虐待等事案(愛護動物虐待等罪(法第44条))を対象とする。なお、動物愛護管理法における動物虐待には、概念上、広義の動物虐待と狭義の動物虐待が存在し、広義の動物虐待とは愛護動物殺傷罪(法第44条第1項)・愛護動物虐待罪(法第44条第2項)・愛護動物遺棄罪(法第44条第3項)を包括した動物虐待等罪が問われる行為を、狭義の動物虐待とは愛護動物虐待罪(法第44条第2項)が問われる行為を指す。本ガイドラインにおいて「動物虐待等」という用語を用いる場合は広義の動物虐待を、「動物虐待」を用いる場合は狭義の動物虐待を指し、それぞれに係る事案を「動物虐待等事案」、「動物虐待事案」という。	本ガイドラインでは、虐待を受けるおそれがある事態(法第25条)と動物虐待等事案(愛護動物虐待等罪(法第44条))を対象とする。なお、動物愛護管理法における動物虐待には、概念上、 最広義の動物虐待 、広義の動物虐待 及び 狭義の動物虐待が存在し、最広義の動物虐待とは愛護動物殺傷罪(法第44条第1項)・愛護動物虐待罪(法第44条第2項)・愛護動物遺棄罪(法第44条第3項)を包括した 愛護動物虐待等罪 が問われる行為を、 広義の動物虐待とは愛護動物殺傷罪(法第44条第1項)・愛護動物虐待罪(法第44条第2項)、そして 狭義の動物虐待とは愛護動物虐待罪(法第44条第2項)が問われる行為を指す。本ガイドラインにおいて「動物虐待等」という用語を用いる場合は 最 広義の動物虐待を、「動物虐待」を用いる場合は狭義の動物虐待を指し、それぞれに係る事案を「動物虐待等事案」、「動物虐待事案」という。
P14図表2 動物虐待等(広義の動物虐待)と動物虐待(狭義の動物虐待)の概念図	図表2 動物虐待等(広義の動物虐待)と動物虐待(狭義の動物虐待)の概念図	図表2 「動物愛護管理法に基づく」愛護動物虐待等 の概念図
P14図表2 動物虐待等(広義の動物虐待)と動物虐待(狭義の動物虐待)の概念図	広義:動物虐待等(愛護動物虐待等罪が問われる行為)	最広義の動物虐待
P14図表2 動物虐待等(広義の動物虐待)と動物虐待(狭義の動物虐待)の概念図	なし	広義の動物虐待 法第44条第1項～第2項 一般的に、不必要に強度の苦痛を与える等の残酷な取扱いをすること
P14図表2 動物虐待等(広義の動物虐待)と動物虐待(狭義の動物虐待)の概念図	狭義の動物虐待	狭義:動物虐待(愛護動物虐待罪が問われる行為)

改訂箇所	改訂前	改訂後
P15本文(2. 対象となる動物)	哺乳類、鳥類、爬虫類のうち、いずれも動物虐待等事案が生じた時点で生きているものが対象となる。また、人間との関わりという観点から、家庭動物等、展示動物、実験動物及び産業動物に大別される。	動物愛護管理法において、対象とされる動物は、人と関わりのあるものが想定していることから、純粋な野生状態の下にある動物(以下、「野生動物」という。)は含まれないものと考えられる。なおこれら野生動物のうち哺乳類及び鳥類は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(大正7年法律第32号。以下、「鳥獣保護管理法」という。)の対象となっている。 動物愛護管理法の対象となる哺乳類、鳥類、爬虫類のうち、人に所有又は占有されている動物は、人間との関わり方という観点から、家庭動物等、展示動物、実験動物及び産業動物に大別される
P15本文(2. 対象となる動物)	「愛護動物虐待等罪」(法第44条)及び「虐待を受けるおそれがある事態」(法第25条)では、対象となる動物が異なっている。なお、純粋な野生状態の下にある動物(以下、「野生動物」という。)は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(大正7年法律第32号。以下、「鳥獣保護管理法」という。)の対象となっている。	また、「愛護動物虐待等罪」(法第44条)及び「虐待を受けるおそれがある事態」(法第25条)では、対象となる動物が異なっている。
P17本文(①一号動物)	市街地や村落に生息する無主の野良犬、野良猫は愛護動物に含まれるが、常時山野にて、野生の鳥獣等を捕食し生息している野生化したノイヌ、 ⁴ ノネコ ⁵ 等は、鳥獣保護管理法第2条第7項の規定に基づく狩猟鳥獣に位置付けられており、愛護動物には含まれない。	市街地や村落に生息する無主の野良犬、野良猫は愛護動物に含まれるが、常時山野にて、野生の鳥獣等を捕食し生息している野生化したノイヌ ⁴ 、ノネコ ⁵ 等は、愛護動物に含まれない。法における「動物」とは、人と関わりのあるものを対象としており、ノイヌ、ノネコ等の純粋な野生状態の下にある動物は対象とされていないためである。
P17本文(①一号動物)	なお、ノウサギ、キジバトは鳥獣保護管理法の対象となる野生動物であることから、一号動物には該当しないが、人が占有している場合には二号動物に該当する。	なお、ニホンノウサギ、キジバトは、イエウサギやドバトと異なり、一号動物には該当しないが、人が占有している場合には二号動物に該当する。
P21本文【参考】	なし	(以下、追記) 令和4年度動物の虐待事例等調査報告書 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0503.html

改訂箇所	改訂前	改訂後
P22 動物愛護管理法 第六章 罰則	動物愛護管理法 第六章 罰則 第 四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	動物愛護管理法 第六章 罰則 第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の 拘禁刑 又は五百万円以下の罰金に処する。 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の 拘禁刑 又は百万円以下の罰金に処する。 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の 拘禁刑 又は百万円以下の罰金に処する。
P22本文(1)総論)	法第6章罰則の第44条では、刑罰が科されるもの(犯罪類型)が規定されている。本ガイドラインでは下記の3罪をあわせて愛護動物虐待等罪といい、これら3罪に係る事案を動物虐待等事案という。	法第6章罰則の第44条では、刑罰が科されるもの(犯罪類型)が規定されている。本ガイドラインでは下記の3罪をあわせて愛護動物虐待等罪といい、これら3罪に係る事案を動物虐待等事案という。 なお、法第44条第1項及び第2項に該当する虐待とは、同条第4項各号に掲げる愛護動物に対して、一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすることをいい、虐待に当たるか否かの具体的判断は、当該行為の目的、手段、態様等及び当該行為による苦痛の程度等を総合して、社会通念としての一般人の健全な常識により判断すべきものであると解する。

改訂箇所	改訂前	改訂後
P22本文((1)総論)	・第1項 みだりな殺傷(愛護動物殺傷罪) 動物愛護管理法の趣旨から、愛護動物の殺傷は原則違法であるが、正当な理由のある場合、即ち社会通念上多くの人が納得し得る目的のために、相当な手段を以て行われる殺傷については、その目的の範囲内でのみ容認され得るものである。そのため、愛護動物を「みだりに」殺傷する行為を禁じたものである。当該罪に係る罰則は、5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金である。 ・第2項 虐待(愛護動物虐待罪) 愛護動物に対しては、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取り扱いをしてはならないこととされている。動物の虐待の類型には、積極的虐待(暴力を加える、酷使、恐怖を与える等)とネグレクト(健康管理をしないで放置、病気を放置、世話をしないで放置等)がある。当該罪に係る罰則は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金である。 ・第3項 遺棄(愛護動物遺棄罪) 愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為をしてはならないこととされている。当該罪に係る罰則は、愛護動物虐待罪同様に1年以下の懲役又は百万円以下の罰金である。	・第1項 みだりな殺傷(愛護動物殺傷罪) 動物愛護管理法の趣旨から、愛護動物の殺傷は原則違法であるが、正当な理由のある場合、即ち社会通念上多くの人が納得し得る目的のために、相当な手段を以て行われる殺傷については、その目的の範囲内でのみ容認され得るものである。そのため、愛護動物を「みだりに」殺傷する行為を禁じたものである。当該罪に係る罰則は、5年以下の拘禁刑又は5百万円以下の罰金である。 ・第2項 虐待(愛護動物虐待罪) 愛護動物に対しては、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取り扱いをしてはならないこととされている。動物の虐待の類型には、積極的虐待(暴力を加える、酷使、恐怖を与える等)とネグレクト(健康管理をしないで放置、病気を放置、世話をしないで放置等)がある。当該罪に係る罰則は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金である。 ・第3項 遺棄(愛護動物遺棄罪) 愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為をしてはならないこととされている。当該罪に係る罰則は、愛護動物虐待罪同様に1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金である。
P30本文	⑨に含まれる例としては心理的抑制、恐怖を与える行為などと考 えられている。また、①～⑧は虐待行為の例示であり、これらに 該当しない場合であっても、本法の趣旨に照らして、⑨の「その他 の虐待」に該当するものといえるか、事案に応じて適切に判断す る必要がある。家庭動物等、展示動物、実験動物及び産業動物 のいずれに分類される動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)であっても、 ①～⑨に該当する行為を、社会通念上容認され得る範囲を逸脱 して行った場合は愛護動物虐待罪に問われる可能性がある。	以上①～⑧は虐待行為の例示であり、これらに該当しない場合で あっても、本法の趣旨に照らして、⑨の「その他の虐待」に該当す るものといえるか、事案に応じて適切に判断する必要がある。なお ⑨に含まれる例としては心理的抑制、恐怖を与える行為などが考 えられる。 家庭動物等、展示動物、実験動物及び産業動物のいずれかに分 類される動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)であっても、①～⑨に該当 する行為を、社会通念上容認され得る範囲を逸脱して行った場合 は愛護動物虐待罪に問われる可能性がある。
P31本文(①「遺棄」の 意義について)	適正飼養及び保管の義務を課していることから、	適正飼養及び保管の責務を課していることから、

改訂箇所	改訂前	改訂後
P34本文(第1章 動物虐待等に関する基本事項＞5. 動物虐待等に関するその他の罰則)	(3) 両罰規定(法第48条) 11 愛護動物虐待等罪には両罰規定が設けられており、法人(個人事業主を含む。)等の従業者等が、業務において愛護動物を虐待等したときは、行為者のみならず、その法人又は法人の代表者等も罰せられることになる。例えば、法人である犬猫等販売業者の従業員が、販売できなくなった犬猫等を殺傷又は遺棄した場合には、同従業員だけでなく、 <u>法人</u> としての犬猫等販売業者も処罰の対象となる。	(3) 両罰規定(法第48条) 愛護動物虐待等罪には両罰規定が設けられており、 <u>法人の代表者又は法人若しくは個人事業主の従業者</u> が、業務において愛護動物を虐待等したときは、行為者のみならず、その法人又は <u>その個人事業主</u> も罰せられることになる。例えば、 <u>ペットショップ(法人又は個人事業主)</u> である犬猫等販売業者(<u>法第10条第3項</u>)の従業員が、販売できなくなった犬猫等を殺傷、 <u>虐待</u> 又は遺棄した場合には、同従業員だけでなく、 <u>ペットショップ</u> としての犬猫等販売業者も処罰の対象となる ¹¹ 。
P34脚注11	11 愛知学院大学法学部三上正隆著「愛護動物虐待等罪の概説」警察學論集令和2年12月10日発行第73巻第12号より引用。	11 愛知学院大学法学部三上正隆著「愛護動物虐待等罪の概説」警察學論集令和2年12月10日発行第73巻第12号 ^{59頁参照} 。
P39本文(2. 関係主体の役割(1)地方自治体)	必要に応じて、警察への連絡・通報による情報提供や告発を行い動物虐待等事案の捜査につなげる。	必要に応じて、警察への連絡・通報による情報提供や告発を行い動物虐待等事案の捜査につなげる。 <u>刑事告発等については第2章5. を参照されたい。</u>
P43本文((2)獣医師による通報)	告発をしなければならない旨が規定されていることを踏まえて、捜査機関と十分に連携して適切に対応すること。	告発をしなければならない旨が規定されていることを踏まえて、捜査機関と十分に連携して適切に対応すること。 <u>刑事告発等については第2章5. を参照されたい。</u>

改訂箇所	改訂前	改訂後
P46主なプロバイダによる動物虐待に関連したコンテンツの取扱いと報告方法(Youtube)	動物虐待のコンテンツは投稿が禁止されている。 動物虐待のコンテンツ: - 人間が動物同士の戦いをけしかけたり、強制したりするコンテンツ。 - 狩猟や食材にするといった伝統的または一般的な目的ではなく動物に悪意をもって苦痛を与えている人物を含むコンテンツ。 - 準備された危ない状況にわざと動物を置いて救助するコンテンツ。 https://support.google.com/youtube/answer/2802008?hl=ja&ref_topic=9282436	動物虐待のコンテンツは投稿が禁止されている。 動物虐待のコンテンツ: <u>人間が動物同士の闘いをけしかけるコンテンツ。</u> <u>伝統的または一般的な慣習は別として、人間が悪意をもって動物を虐待し、苦痛を感じさせているコンテンツ。伝統的または一般的な慣習の例としては、狩猟や食材準備が挙げられます。</u> <u>伝統的または一般的な慣習は別として、人間が不必要に動物を劣悪な状況に置くようなコンテンツ。伝統的または一般的な慣習の例としては、狩猟や食材準備が挙げられます。</u> <u>動物に対する深刻な飼育放棄、虐待、危害を美化または助長するコンテンツ。</u> <u>動物が危険な状態に置かれている状況をあらかじめ仕込んだうえで、その動物を救助する演出を示すコンテンツ。</u> <u>衝撃や不快感を与える目的で動物を登場させている刺激の強いコンテンツ。</u> https://support.google.com/youtube/answer/2802008?hl=ja&ref_topic=9282436

改訂箇所	改訂前	改訂後
P46主なプロバイダによる動物虐待に関連したコンテンツの取扱いと報告方法(TikTok)	動物虐待等のコンテンツは投稿等が禁止されている。 以下を描写する動物のコンテンツ: - 動物の虐殺その他の非自然死 - 分解、切断、黒焦げまたは焼けた身体部分 - 動物虐待と流血画像 https://www.tiktok.com/community-guidelines?lang=ja#35	<u>動物虐待、残虐行為、ネグレクト、取引その他の動物搾取のコンテンツは投稿等が禁止されている。</u> ○許容されないもの - 動物を互いに戦わせることを含む、動物の屠殺、切断、または虐待 - 栄養不良などの、動物の虐待またはネグレクトの表示または助長 - 切断された、ばらばらにされた、黒焦げの、焼かれた、または重傷を負った動物 - 違法な野生動物の狩猟(密猟) - 動物と人間の間の性行為(獣姦) - 生きた動物の取引または販売、および、象の牙、虎の骨、サイの角、ウミガメの甲羅から作られた製品や医薬品等、絶滅危惧種の部位の取引の促進 ○許容されるもの - バーベキューチキンの脚など、食品に関連する動物の身体部分 - 動物虐待についての意識を高める教育的コンテンツまたはドキュメンタリーコンテンツ(動物虐待の非常に生々しいコンテンツが含まれていない場合に限る) https://www.tiktok.com/community-guidelines/ja/sensitive-mature-themes

改訂箇所	改訂前	改訂後
P47主なプロバイダによる動物虐待に関連したコンテンツの取扱いと報告方法(Facebook / Instagram)	○投稿が禁止されているコンテンツ ・画像で描写される動物の苦痛に対する、明らかに加虐的な発言 ○事前に警告画面が表示されるコンテンツ ・製造、狩猟、食事、食品加工、調理といった状況が明らかではない、人間が動物を殺している場面を映している動画 ・野生以外の状況における動物同士の戦いで、その動物の内臓が写っていたり、再生しない体の一部分が切断されたりしている画像 ・生きている動物に対して人間が拷問や虐待を行っている画像 ・製造、狩猟、剥製の製作、治療、救助、食事、調理、食品加工といった状況が明らかではない、または皮がすでに剥がされているか体の外側が完全に取り除かれている状態の、動物の内臓や体の切断が見えるような傷や切り口を示す画像 ○見た人が不快に感じるおそれがあるとわかるラベルが表示されるコンテンツ ・儀式的屠殺の中で、動物の体の切断や内臓を写した画像や、動物が黒く焦げたり燃えたりする様子を写した画像 https://transparency.fb.com/ja-jp/policies/community-standards/violent-graphic-content/	○投稿が禁止されているコンテンツ ・<u>画像で描写される動物の苦痛または生きている状態から死に至っている動物を描写した画像に対する、明らかに加虐的な発言</u> ○事前に警告画面が表示されるコンテンツ ・<u>生きている状態から死に至った動物の切断、目に見える体内組織、黒く焦げたり、燃えたり、生きたまま煮えたりする様子を描写した画像</u> ○見た人が不快に感じるおそれがあるとわかるラベルが表示されるコンテンツ ・<u>動物の死体を描写した画像(切断、目に見える体内組織または血、黒く焦げたり、燃えたりする様子を描写した場合)</u> ・<u>生きている状態から死に至った動物を描写した画像(切断、目に見える体内組織、黒く焦げたり、燃えたり、生きたまま煮えたりする様子を描写していない場合)</u> ・<u>生きている動物に対して虐待行為(共生高速された対象への暴力行為、致命的な脅威など)を行っている人物を描写した画像</u> https://transparency.fb.com/ja-jp/policies/community-standards/violent-graphic-content/
P47主なプロバイダによる動物虐待に関連したコンテンツの取扱いと報告方法(Twitter)	Twitter	X

改訂箇所	改訂前	改訂後
P47主なプロバイダによる動物虐待に関連したコンテンツの取扱いと報告方法(Twitter)	○投稿が禁止されるセンシティブなコンテンツ ・ 写実的な暴力描写の例として、重傷を負った、または切断された動物 ・ グロテスクなコンテンツの例として、動物虐待または殺傷する行為。(ただし、宗教上のいけにえ、食品の処理や加工、ハンティングを目的としたコンテンツは例外となる場合があることに留意) https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/media-policy	<u>暴力描写を含むコンテンツは投稿が制限される。</u> ○許可されない暴力的な発言 ・ <u>暴力の賛美: 危害が発生する暴力行為を美化したり、賛美したり、称賛したりすること。動物虐待や動物への残虐行為を美化することもこれに該当する。</u> ○許可されない暴力的なメディア ・ <u>グロテスクなコンテンツ: 切断された人間、人間の焼死体、露出した内蔵や骨、動物を虐待または殺傷する行為など、人間または動物の死、暴力、深刻な身体的損傷に関して写実的、凄惨に描写されたメディア。</u> ・ <u>獣姦および屍姦: 人間と動物の性的行為または生きている人間と人間の死体の性的行為を描写したメディア。</u> ○リーチが制限される暴力的なメディア <u>閲覧したくないユーザーが見なくてもすむように内容の警告を伴う適切なラベルが適用されていれば投稿できる。</u> ・ <u>重傷を負った、または切断された動物</u> ・ <u>死、暴力、医療処置、深刻な肉体的損傷を生々しく描写しているものの、過度にグロテスクであるとまではいえない人間や動物のメディア。</u> ○許可されるコンテンツ ・ <u>狩猟や釣り、食品の製造や処理、闘犬、または宗教上のいけにえの対象となった動物を描写した暴力的なコンテンツ。</u> https://help.x.com/ja/rules-and-policies/violent-content

改訂箇所	改訂前	改訂後
P50ポイント	- 近年では、行政による虐待を受けるおそれがある事態等への対応自体が不十分であるとして、大きな社会的問題になることがあることから、迅速かつ適切な対応が求められる。 - 法第25条第4項は、行政による適正飼養の指導・助言等も含む動物虐待事案の予防的措置を定めたもの。 - 不適正な飼養に起因する虐待を受けるおそれがある事態を是正するための対応も含まれ、動物虐待等事案を防止するために行政が果たすべき最も重要な役割が規定されている。 「命令」、「勧告」の内容を検討するためだけでなく、これらが必要な事態が生じているか確認する目的で報告徴収や立入検査を行うことも可能である。 「命令」の発出に当たっては、必ずしも「勧告」というステップを必要としないが、「命令」を行おうとする際には、原則として、弁明の機会の付与等の手続を経る必要がある。特に公益上、緊急を要する場合には、例外的に弁明の機会の付与を省略できるが、その判断は慎重にする必要がある。 「命令」、「勧告」を行おうとする際には、次のステップに進むことも想定し、内容をよく検討する。特に「命令」の発出に当たっては、「告発」も視野に入れ、警察に事前相談することが望ましい。	第25条第4項は、行政による適正飼養の指導・助言等も含む動物虐待事案の予防的措置を定めたもの。不適正な飼養に起因する虐待を受けるおそれがある事態を是正するための対応も含まれ、動物虐待等事案を防止するために行政が果たすべき最も重要な役割が規定されているが、<u>近年では、虐待を受けるおそれがある事態等への行政による対応自体が不十分であるとして、大きな社会的問題になることがある</u>「命令」の発出に当たっては、必ずしも「勧告」というステップを必要としないが、「命令」を行おうとする際には、原則として弁明の機会の付与等の手続を経る必要がある。特に、公益上、緊急を要する場合には、例外的に弁明の機会の付与を省略できるが、その判断は慎重にする必要がある。 <u>「命令」、「勧告」の内容を検討するためだけでなく、これらが必要な事態が生じているか確認する目的で報告徴収や立入検査を行うことも可能である。</u> 「命令」、「勧告」を行おうとする際には、次のステップに進むことも想定し、内容をよく検討する。特に「命令」の発出に当たっては、「告発」も視野に入れ、警察に事前相談することが望ましい。
P81本文(参考 動物虐待に対する獣医学的評価 ボディコンディションスコア(BCS))	* 全身の被毛の状態 被毛粗剛、落屑、脂漏、脱毛、変色等	* 全身の被毛の状態 被毛粗剛、落屑、脂漏、脱毛、変色、 <u>排泄物の付着等</u>
P82本文 ■ 視診／触診で評価する	* 皮膚/被毛の状態 汚れの程度、毛玉の程度、被毛粗剛、落屑、脂漏、皮膚炎、脱毛 変色	* 皮膚/被毛の状態 汚れの程度、毛玉の程度、被毛粗剛、落屑、脂漏、皮膚炎、脱毛 変色、 <u>排泄物の付着等</u>
同上	* 四肢 四肢の挙上、趾間炎、肉球の炎症	* 四肢 四肢の挙上、 <u>跛行</u> 、趾間炎、肉球の炎症

改訂箇所	改訂前	改訂後
P84本文(II動物虐待における獣医師の役割)	日本でも日本法獣医学会(https://www.jvfm.net/)が発足し、各種専門的知見の提供や動物虐待対応へのコンサルテーションも行っているため、判断に窮した場合は、専門機関への問い合わせが推奨される。	日本でも日本法獣医学会(https://www.jvfm.net/)が発足し、各種専門的知見の提供や動物虐待対応へのコンサルテーションも行っているため、判断に窮した場合は、 <u>速やかに法獣医学を専門に行っている獣医科大学や日本法獣医学会等の専門機関への問い合わせが推奨される。</u>
P87本文((5)ネグレクト／多頭飼育の評価方法)	なし	(以下、追記) <u>また、多頭飼育現場等の立入検査時に、かなり多くの動物の対応をしなければならない。このような場合、状態が悪い動物を重点的に評価していくことでも対応可能である。現場で可能な限り動画や写真等の証拠を収集し、現場で判断できない場合は、写真等の証拠を専門機関に送り、飼養環境と動物の所見とともにセカンドオピニオンを得ることも可能である。</u> <u>人に馴れていない犬や猫は隠れたり、隅に居たり等評価することが難しいことはあるが、捕まえられなくても外観を確認し、状態が悪い個体の頭数を記録することができる。全体数を正確に把握できなくても重症・衰弱している個体は何頭存在するかを把握することが重要であり、この頭数から現場がどれだけ劣悪であったのかさらなる調査が必要か、警察に相談する必要性等の判断を行う。1回の立入検査で詳細な検査をする必要はない。虐待の可能性があるのか、最も状態の悪い個体はどれか、死体はあるか等を確認することが重要である。ただし、1頭ずつ全て評価する場合、専門機関の協力を要請することで対応することも可能である。また、全収容頭数につき、ランダムに評価する動物を抽出し全体の評価が可能である。例えば、3頭毎に1頭評価する等、全体の頭数当たりの最低評価頭数の参考頭数については、参考-4に掲載する。</u> <u>飼養環境については、臭気(アンモニア等)を計測することは有用だが、計測器がなくても、視察に行った者が「粘膜を刺すような強い臭気を感じた」、等の記録でも十分に臭気の強さを表現することが可能である。一方、アンモニアは犬の排泄物にはあまり含まれていないため、アンモニア濃度が低いからと言って、劣悪な環境や臭気、排泄物の堆積を否定するものではない。</u>

改訂箇所	改訂前	改訂後										
P88「参考－4最低評価頭数の参考頭数」追加		参考－4 最低評価頭数の参考頭数 <table><tr><th>全収容頭数</th><th>評価頭数</th></tr><tr><td>59 頭まで</td><td>20-30</td></tr><tr><td>60-89</td><td>30-40</td></tr><tr><td>90-139</td><td>40-50</td></tr><tr><td>140 以上</td><td>50-60</td></tr></table> (出所 SHELTER QUALITY. Welfare Assessment Protocol for Shelter Dogs S. Barnard, C. Pedernera, A. Velarde, P. Dalla Villa © Istituto Zooprofilattico Sperimentale dell’Abruzzo e del Molise “G. Caporale”, 2014 ISBN 9788890869167)	全収容頭数	評価頭数	59 頭まで	20-30	60-89	30-40	90-139	40-50	140 以上	50-60
全収容頭数	評価頭数											
59 頭まで	20-30											
60-89	30-40											
90-139	40-50											
140 以上	50-60											
P90(8) 動物虐待等事案1次スクリーニング対応ポイント(動画教材)の追加	なし	(以下、追記) (8) 動物虐待等事案1次スクリーニング対応のポイント(動画教材) 動物が虐待を受けるおそれがある事態や動物虐待に関する動画教材を作成した。 動画教材のテーマは①「動物の状態確認に関する動画」、②「飼養状況の確認に関する動画」の2種類とし、それぞれについて「犬編」と「猫編」の計4本の動画構成とした。 動物虐待等事案における現場での対応の参考とされたい。 01 動物の状態の評価_犬編 02 動物の状態の評価_猫編 03 飼養環境の評価_犬編 04 飼養環境の評価_猫編										
P91コラム(不審死体の確認に当たっての留意事項)	なし	(以下、追記) * 水中で発見された死体の場合は、現場水も死体と共に専門機関に送ることが望ましい										

改訂箇所	改訂前	改訂後
P103 ⑪動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する「虐待」の解釈について(照会)	⑪動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する「虐待」の解釈について(照会)(平成元年2月18日警察庁丁防企発第15号警察庁保安部防犯企画課長から内閣総理大臣官房管理室長あて)	削除
P103 ⑫動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する「虐待」の解釈について(回答)	⑫動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する「虐待」の解釈について(回答)(平成元年4月13日総管第147号内閣総理大臣官房管理室長から警察庁保安部防犯企画課長あて)	削除
P124 ⑪ 動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する「虐待」の解釈について(照会)	本照会文書を掲載	本照会文書を削除
P124 ⑫ 動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する「虐待」の解釈について(回答)	本回答文書を掲載	本回答文書を削除

動物虐待等事案への対応の強化のため、引き続き本ガイドラインを積極的にご活用いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。